

国民生活センター相模原事務所
研修施設の活用に関する懇談会
報告書

平成26年8月

目 次

はじめに	1
I 相模原事務所研修施設の概況	2
1. 相模原事務所が建設された経緯及び各施設の概況	2
2. 管理研修宿泊棟の概況	2
3. 相模原事務所で開催されてきた事業	3
(1) 商品テスト事業	3
(2) 研修事業	3
(3) 一般利用者への貸出し	4
4. 相模原事務所の建物管理	5
II 研修施設の在り方をめぐるこれまでの経緯	6
1. 行政刷新会議での議論及び平成 22 年閣議決定	6
2. 平成 22 年閣議決定を踏まえた研修施設及び研修事業の現状	6
3. 行政改革推進会議における検討	6
III 懇談会における検討	9
1. 研修施設の利用見込み	9
(1) センターの教育研修事業	9
(2) 研修ニーズの高まり	9
(3) 今後の研修計画	12
2. 研修効果	13
(1) 学習効果の高い研修の実施	13
(2) 研修施設利用の再開に向けた環境整備等	13
(3) 一般利用者への貸出し	14
3. 稼働率	14
4. コスト比較	16
(1) 前提条件	16
(2) 試算結果	17
(3) コスト比較	24
おわりに	27

はじめに

消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号、以下「基本法」という。）は、「（前略）消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、（中略）もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」（同法第1条）を目的として制定されているところ、同法第25条において、「独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、（中略）事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、（中略）消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする」と定められており、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、研修を通じて基本法の理念を実現すべく、消費生活相談員や地方公共団体職員等を対象に研修事業を実施している。

センター相模原事務所の研修施設では、センターの研修事業を推進するための拠点として、併設する宿泊施設やIT講習室等も活用しながら研修を実施していたが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「平成22年閣議決定」という。）を受け、センターは、平成23年9月をもって研修施設における研修を廃止し、外部施設を利用して研修事業を行ってきた。研修施設の処分には電気設備の移築等の費用が発生するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、研修施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっている。

研修施設については、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）の下で平成25年3月から開催された「消費者行政の体制整備のための意見交換会」等において在り方の検討が進められるとともに、行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会においても議論が行われ、平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（以下「平成25年閣議決定」という。）において、「相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る」とされた。

これを踏まえ、本懇談会では、学識経験者、有識者、事業者団体、消費者団体など各分野の関係者が参画し、研修施設の再開について施設の利用見込み、長期を含めたコスト等について具体的な検討を行った。

I 相模原事務所研修施設の概況

1. 相模原事務所が建設された経緯及び各施設の概況

相模原事務所は、昭和 55 年、「商品テスト・研修施設」としてキャンプ淵野辺跡地¹に建設された。その後、「国の行政機関等の移転について」（昭和 63 年 7 月 19 日閣議決定）を踏まえ、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づく組織の独立行政法人化と合わせ、センターの主たる事務所を神奈川県（相模原事務所）としている。

なお、相模原事務所の土地及び建物の概況は、次のとおりである。

①土地 敷地面積 44,757.70 m²

②建物 延床面積 12,895.54 m²

区分	竣工年月	延床面積
管理研修宿泊棟	昭和 55 年 3 月	7,209.62 m ²
商品テスト棟	昭和 55 年 3 月	3,069.10 m ²
商品テスト 2 号棟	昭和 56 年 3 月	1,670.67 m ²
商品テスト 3 号棟	平成 6 年 3 月	710.41 m ²
家庭内事故解析棟	平成 11 年 3 月	203.85 m ²
倉庫	平成 10 年 3 月	31.89 m ²
合計		12,895.54 m ²

2. 管理研修宿泊棟の概況

相模原事務所のうち、管理研修宿泊棟（以下「研修施設」という。）に所在する会議室及び宿泊室の概況は、次のとおりである。

室名		定員	広さ
会議室	講堂	180 人	285.77 m ²
	中会議室	50 人	92.02 m ²
	研修室 A	80 人	112.55 m ²
	研修室 B	30 人	52.88 m ²

¹ 戦後、米軍が淵野辺公園や博物館等の立地する周辺一帯（約66ha）を「キャンプ淵野辺」として利用してきたが、昭和49年11月30日に米軍から日本政府に全面返還された。跡地利用については、地方利用分（県・市）、国利用分及び留保地（国有地）の3分割の処理とされ、これまで、地方利用分では市立小・中学校、県立高等学校、淵野辺公園等に、国利用分ではセンターのほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、東京国立近代美術館等に活用されている。

	討議室A～C	各 12 人	A : 22.42 m ² B : 26.26 m ² C : 27.58 m ²
	談話室A	14 人+応接セット	38.27 m ²
	談話室B	応接セット	23.75 m ²
	食堂	100 人	200.76 m ²
	教養娯楽室A・B (和室)	各 30 人	59.52 m ²
	教養娯楽室C (和室)	18 人	54.36 m ²
	IT 講習室	100 人	295.11 m ²
宿泊室	一般 (72 室)	72 人	—
	講師用 (3 室)	3 人	—

※付帯施設：食堂、図書資料館、ランドリーアイロン室、簡易調理室、ロッカー室等

3. 相模原事務所で実施されてきた事業

センターの事業は、相模原事務所と東京事務所（東京都港区）において実施されているが、このうち、相模原事務所においてこれまで実施されてきた事業は、次のとおりである。

(1) 商品テスト事業

消費生活センター等における相談業務の支援及び注意喚起情報の提供等を目的として、商品テストを実施してきた。

(2) 研修事業

センターは、発足翌年の昭和 46 年以来研修事業を実施しており、当初は基礎講座としての「一般講座」と実務講座としての「業務セミナー」など 5 講座からスタートした。その後、拡大するニーズを踏まえ、短期間に集約した「短期講座」や管理職向けの「管理職講座」など多様なコースが設けられるようになり、コースの増加と併せて、昭和 55 年から研修施設において研修事業が開始された。

研修施設における研修については、消費生活相談員及び行政職員等を対象として、平成 23 年 8 月まで研修事業を実施してきた。なお、平成 21 年度については地方に出向いて実施する研修のコース数を増加させたことにより研修施設でのコース数は減少したが、平成 20 年度 2 次補正予算において地方消費者行政活性化交付金が盛り込まれ、地方公共団体への財政面での支援

が行われるようになったことから、受講者数は増えることとなった（表1）。

表1 研修施設での研修実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 （～8月）
コース数	21コース	12コース	23コース	10コース
開催日数	80日	39日	67日	30日
予定人員	1,290人	910人	2,010人	1,050人
受講者数	1,830人	2,020人	3,326人	1,495人
定員充足率	141.9%	222.0%	165.5%	142.4%

（3）一般利用者への貸出し

ア 市場化テスト

センターは、「独立行政法人等整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、「相模原事務所の企画・管理・運營業務」について、平成21年度から23年度までの3年間、高校、大学のゼミ合宿等に活用することによる市場化テスト²を実施した。市場化テストの結果、延べ4,979人（年平均1,660人）が利用し、センター業務以外の利用による宿泊施設の利用者は市場化テスト実施前と比較して微増した（表2）。

表2 市場化テストによる宿泊施設利用延べ人数

（単位：人）

	平成19年度 （比較対象基準年度）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用延べ人数	1,587	1,710	1,618	1,651

イ 国（消費者庁）による研修等

平成23年度において、国（消費者庁）が消費者庁職員、地方公共団体職員等に対して実施する研修会場として貸出しを行った。

なお、平成24年度においては、消費者庁職員への業務説明が研修施設で行われた（表3）。

² 官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するもの。

表3 国（消費者庁）による研修等の実績

区分	目的	内容
平成 23 年度	消費者庁研修（特商法 ^{注1} ・景表法 ^{注2} ）	場所貸し（6/27～6/29）
	消費者庁研修（特商法・景表法）	場所貸し（7/11～7/15）
平成 24 年度	消費者庁職員への業務説明	場所貸し（6/20）

（注1） 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（注2） 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

4. 相模原事務所の建物管理

相模原事務所の建物管理（受付業務、清掃業務、警備業務及び機械運転業務）については、昭和 55 年度から一般競争入札により外部の専門業者に委託している（表4）。

表4 総合管理業務委託費の推移

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託費	35,263	35,263	35,263	27,435	24,931

（注）上記金額には、実施精算額分（ベッドメイク、臨時清掃等）は含まれない。

II 研修施設の在り方をめぐるこれまでの経緯

1. 行政刷新会議での議論及び平成 22 年閣議決定

平成 22 年 3 月 11 日に開催された行政刷新会議（第 6 回）において、同年 4 月下旬と 5 月下旬に独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業について事業仕分けを実施することが決定され、同年 4 月 28 日にセンター等を対象とした事業仕分けが実施された。この結果、センターの研修事業については、「研修事業（施設）の廃止を含めた見直し」という評価結果が示された。

その後、同年 11 月 26 日の行政刷新会議（第 30 回）における決定及び同年 12 月 7 日の閣議決定において、平成 23 年度中に、センターが行う研修施設での研修事業については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討するとともに、平成 24 年度中に同施設を研修施設として廃止することが決定された。

2. 平成 22 年閣議決定を踏まえた研修施設及び研修事業の現状

センターにおいては、これらの決定等を踏まえ、平成 23 年度下半期から研修施設での研修を廃止して外部施設を利用して研修を行うこととし、これを平成 23 年度の研修計画（平成 22 年 12 月策定）に盛り込み、実施した。

さらに、平成 24 年度においては、一般利用者への貸出しも含めた研修施設としての利用を廃止した。

平成 25 年度以降も、センターの研修事業については、引き続き外部施設を利用して実施している。

3. 行政改革推進会議における検討

平成 25 年 11 月 12 日に開催された行政改革推進会議・独立行政法人改革等に関する分科会第 3 ワーキンググループ（第 6 回）において、研修施設の利用再開について議論が行われたところ、当該研修施設の処分には電気設備の移築等の費用を要するほか、立地上、売却も困難な見通しであり（後述）、当該施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっているが、過去の実績との比較だけでなく長期的な観点から、施設利用の必要性、長期を含めたコスト面の比較等を精査した上で研修施設の利用を検討することとされた。

その後、研修施設の再開については、同分科会が同年 12 月 20 日に取りまとめた「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」を経て、平成 25 年 12 月 24 日の閣議決定により次のとおりとされた。

また、同分科会においては、センターの在り方についても検討されていたところであるが、研修施設の再開と併せて次のとおりとされた。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日）

- 消費者問題に対して、行政措置（行政処分、有権解釈の提示）を行う国の機関から独立して、柔軟性・機動性を持って対応する必要があることから、中期目標管理型の法人として位置づけることが適当である。
- 国民生活センターが行う研修については、相模原研修施設が廃止されたことから、現在外部施設を利用して実施している。当該研修施設の処分には電気設備の移築等の費用を要するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、当該施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっている。
このため、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得るべきである。

平成 25 年閣議決定（平成 25 年 12 月 24 日）

- 中期目標管理型の法人とする。
- 相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得る。

なお、平成 25 年閣議決定において「中期目標管理型の法人とする」とされた点については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）が平成 26 年 6 月に成立し、同月公布され、平成 27 年 4 月から施行されることとなっている。

【研修施設売却の見込み】

キャンプ淵野辺跡地は、昭和 49 年に米軍から日本政府に全面返還されて以降、地方利用分（県・市）、国利用分及び留保地（国有地）の三分割の処理とされ、留保地以外は全て本施設を始め、公園、学校、博物館、東京国立近代美術館、宇宙航空研究開発機構等の公共的な施設が利用してきた。

留保地については、平成 15 年に財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」において、「原則留保、例外公用・公共用利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換したことから、相模原市では、これまで活用されていなかった留保地の利用方策について検討を行う必要が生じ、平成 16 年に国・県・市で構成する「キャンプ淵野辺留保地利用対策連絡会議」を設置し、平成 20 年 6 月に「キャンプ淵野辺留保地利用計画」を策定した。

同市は、この利用計画を受けて、留保地を利用した将来の整備の方向性を示す

ために整備計画を定めるための検討を行ってきた。

平成 23 年 11 月に同市が策定した「キャンプ淵野辺留保地整備計画」においては、「既存の公園、教育、公益、文化・芸術等の施設を維持しつつ、それぞれの施設の連携性や回遊性を高め、かつ、キャンプ淵野辺を代表とするシンボル軸を中心に留保地を活用することにより、魅力の向上を目指します。」とされており、相模原市等関係各所において、留保地の利用を公園利用及び公的な利用として位置付けている。

このように、これまでの活用状況と「キャンプ淵野辺留保地整備計画」における検討を踏まえると、仮に研修施設を売却した場合には、その後の土地利用が、同計画とかい離する可能性があり、また、相模原市や地域住民との十分な調整と理解を得る必要性があることから、引き続き公益的な利用に限定される必要があり、売却は現実的には困難と考えられる。

Ⅲ 懇談会における検討

1. 研修施設の利用見込み

(1) センターの教育研修事業

センターでは、消費者がどこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制構築のために、地方公共団体の消費者行政職員や消費生活相談員のレベルアップを図ること等を目的として、現在、次のような3種類の研修を実施している。

ア 集合研修

東京近辺外部会場等で実施している研修であり、全国の消費生活相談員等を1か所に集めることで、最新の知識、技術、情報を効率的、効果的に習得することを可能とし、全国の参加者間による情報交換、知見・ノウハウの相互交換や、研修講師の招へいが容易といった利点がある。

イ 地方で開催する集合研修

地方公共団体の受講対象者の中には、地理的な条件、人員、予算面から東京近辺で実施する研修に参加することが困難な場合もあることから、センターでは、地方公共団体との共催により地方での研修を実施している。

このような地方開催での集合研修は、センターと共催することによって、地方公共団体が研修の実施に関する知見やノウハウを蓄積できるという利点もある。

ウ 遠隔研修（Dラーニング）

センターでは、消費生活相談等に関する「知識」について、地元にいながらいつでも習得できるよう、インターネットを利用した遠隔研修を実施している。消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要なトピック的知識を習得する場合に適した研修方法である。

(2) 研修ニーズの高まり

平成22年閣議決定以降、消費者行政に関する様々な課題が新たに発生しているところ、これら諸課題に対する取組として研修のニーズが高まっている。

ア 消費者教育の拡充の必要性

平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成二十

四年法律第六十一号)第13条において、「(前略)独立行政法人国民生活センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない」とされており、独立行政法人国民生活センター第3期中期計画(平成25年3月29日決定)においても、同法が施行されたことを踏まえ、消費生活相談員等を対象として、消費者教育に関する専門的知識を習得させるための研修を実施し、情報提供等を行うことを定めている。

また、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)においても、センターは、消費者教育の担い手養成に関して、幅広く地域活動に従事する者を対象とした人材養成プログラムを開発、提供する拠点と位置付けられている。

このため、センターは、消費者教育に関して多様な実施主体と連携を図るなどして、消費生活相談員等を対象とした消費者教育に関する専門的知識を習得させるための研修を実施することが期待されている。

イ 高齢者等の見守り体制拡充の必要性

近年、高齢者等の消費者被害が急増しており、被害額も高額化するとともに、悪質商法に何度も狙われる「二次被害」が増加している。高齢者等は孤立していたり、認知症などにより判断能力が低下していたりするケースがあることや、高齢者本人からの相談が少ないこと等から、対応が遅れ被害が拡大する傾向が強い。

この状況を踏まえ、消費者行政の体制整備が必要であったところ、第186回国会において消費者安全法の改正を含む不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)が成立した。これにより、高齢者等の見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会を地方公共団体等が組織することが可能とされるとともに、民生委員や介護福祉士をはじめ、団塊の世代の退職者等の幅広い担い手に見守り活動を始めとする消費者問題に関する活動に参画してもらうための仕組みとして、消費生活協力団体・消費生活協力員を地方公共団体が委嘱できるとされた。また、改正後の消費者安全法第11条の7第3項には「地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められたとこ

ろであり、このような地方公共団体の取組に対して支援を行うことが求められている。

なお、介護福祉士等の消費生活協力員に対する研修の実施に当たっては、地方公共団体の消費者行政担当職員や消費生活相談員を同研修の受講者に加えるなどして、受講者同士の業務内容や実情を情報交換できるような研修カリキュラムが組み立てることが期待されている。

ウ 地方消費者行政体制における庁内連携・官民連携の強化の必要性

平成 25 年 8 月 6 日に、消費者委員会から行われた「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」でも指摘されているとおり、上記のような消費者教育推進の取組や高齢者等の見守り体制の強化が求められている中、地方消費者行政担当部局を中心として、教育、福祉担当部局等の庁内連携や、地域の福祉関係団体等の官民連携を重層的に展開していくことが必要である。また、平成 25 年 12 月に公表された「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」報告書では、消費生活相談において、地方公共団体は、消費者行政担当職員が調整役となり、医療、保健、福祉、教育、税務といった関係部署との庁内連携を図り、包括的に対応すべきと指摘されている。このような庁内連携及び官民連携を実現するために、地方公共団体の消費者行政担当職員に対する研修を充実させていくことが必要となっている。

エ 消費生活相談員に対する研修を充実させる必要性

平成 25 年 12 月に公表された「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」報告書では、消費生活相談員の資質の向上等を図るために、研修等の充実を図る必要があり、センターにおいても研修・講座の活用・充実等を図るほか、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境作りを含め、研修等の機会を増やす必要があると指摘されており、相談員向けの研修についても、引き続き拡充していくことが必要となっている。

さらに、上記イのとおり、消費者安全法が改正され、第 9 条において、「(前略) 国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、(中略)、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行うものとする」とされた。

なお、消費者庁においては、研修の重要性に鑑み、平成 26 年 1 月に公表された「地方消費者行政強化作戦」において、消費生活相談員の研修参加率を

100%に引き上げることが政策目標としている。地方公共団体の研修に対しては、既に「地方消費者行政活性化交付金」を通じて、地方公共団体が相談員を研修に派遣するための費用や、地方公共団体独自に開催する研修等に掛かる費用について支援しており、さらに、平成26年度当初予算においては、「地方消費者行政活性化交付金」の大幅増額及び活用期間の延長により、地方における計画的、安定的な取組を可能としたところである。

(3) 今後の研修計画

センターは、上記(2)のニーズに対応するため、次年度以降、研修の充実・強化を図る必要があると考えられるが、拙速に研修コースを拡充することで研修の質を低下させることのないよう、実施可能なものから段階的に充実を図ることとしている。

また、研修の充実・強化に当たっては、効率的で効果的な研修を行うことが求められるところ、これまで外部施設に100名以上の受講者を一度に集めて実施していた座学中心の集合研修を見直し、少人数制かつ事例検討型・参加体験型中心の集合研修を実施することが計画されている。

これらを踏まえ、首都圏で開催する集合研修は次年度以降、以下のように拡充する予定である(表5)。

なお、研修を充実・強化するに当たっては、研修講師の更なる確保が必須であるため、センターは、講師の適任者をリストアップするため、各分野の事業者団体等に継続的に要請を行うことが必要である。

表5 首都圏で開催する集合研修の研修充実・強化後の研修計画

(単位：コース、()内は人)

研修内容	受講対象者	平成26年度 (参考)	平成27年度	平成28年度
消費者行政職員研修	消費者行政担当職員	6 (580)	14 (1,008)	14 (1,008)
消費生活相談員研修	消費生活相談員等	15 (2,270)	33 (2,376)	39 (2,808)
消費者教育推進のための研修	消費者行政担当職員、 教職員、学生等	10 (700)	19 (1,368)	19 (1,368)
企業職員研修	企業の消費者関連部門所 属の職員	2 (240)	4 (288)	4 (288)
消費者リーダー研修※	消費者問題に関心のある 者(消費者団体等)	— (—)	1 (72)	2 (144)
消費生活サポーター研修	消費生活協力員等	— (—)	— (—)	5 (360)
計		33 (3,790)	71 (5,112)	83 (5,976)

※全国消費者フォーラム(1コース、600人)を除く。

2. 研修効果

(1) 学習効果の高い研修の実施

現在、センターは東京近辺の外部施設で集合研修を実施しているところ、予算（会場借上費）上の制約等により複数の会場の確保ができず、1か所の会場で座学中心の研修を行っているが、消費者問題や消費者被害の理解を深めるに当たり、受講者相互の議論を通じたケーススタディやディスカッションのような、学習効果が高い事例検討型・参加体験型の研修の実施ができていない。さらに、近年では研修参加へのニーズの高まりに研修会場の収容人数、コース数が対応できておらず、多くの講座において定員を超える状況となっている。また、外部施設での研修では、研修終了後に受講者が集合できる施設がないため、各受講者が手配したホテル等宿泊施設にそれぞれ移動してしまい、受講者による自主的なグループワークの実施、受講者同士の交流や情報交換を行うことができない。

センターにおいては、今後更にニーズに応じた研修の拡充が必要であるが、引き続き外部施設で研修を実施する場合、年間160日以上外部施設の会場を確保する必要があるため、会場の確保は現在以上に困難になることが予想される。また、学習効果が高い事例検討型・参加体験型の研修を実施するためにも、研修ニーズに応じた小規模の会場を複数確保していくことが期待されるが、そのような観点からも、外部会場の確保数を現在以上に拡大していくことには限界がある。

この点、研修施設では複数の研修室や討議室が常時利用可能であるため、会場確保を気にすることなく、事例検討型・参加体験型の研修の実施が可能である。また、宿泊設備が備わっているため、研修終了後の夜間でも図書資料館においてグループワークを行うこと等も可能であり、高い学習効果が期待される。

したがって、事例検討型・参加体験型の研修を実現するための会場の確保が容易であり、同時に宿泊設備も備わっている研修施設を活用する方が、これまでどおり東京近辺の外部会場を確保していくよりも高い研修効果が期待できるものと考えられる。

(2) 研修施設の利用再開に向けた環境整備等

上記(1)で述べたとおり、研修施設を利用することによって、事例検討型・参加体験型の学習効果の高い研修が期待されるが、このような研修を更に効果的に実施するためには、①研修施設全館におけるインターネット接続環境の提供、②図書資料館に置くための書籍の購入等が必要であると考えられる。

また、受講者の利便性向上、受講者同士の交流・情報交換を促進するため、食堂等の宿泊設備の更改を行うとともに、最寄り駅である淵野辺駅からの交通アクセスの向上を図ることが必要である。

なお、将来的には、更なる受講者の利便性向上のため、託児の可能な環境の整備を行うことなども考えられる。

(3) 一般利用者への貸出し

研修施設における、研修を実施しない日の一般利用者に対する貸出しについては、上記 I 3. (3) アで述べたように、平成 21 年度から 23 年度まで 3 年間、高校、大学のゼミ合宿等に活用することによる市場化テストを実施し、延べ 4,979 人（年平均 1,660 人）が利用した実績がある。

センターは、研修を予定していない日については、原則一般利用者への貸出しを行うこととし、自己収入の増加を図り、一層効率的な研修施設の活用を行うべきである。

なお、今後、相模原市や独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）といった周辺機関との連携、周知、広報を工夫し、会議室のみ・宿泊室のみの貸出しも積極的に行うことで、より一層の利活用が見込まれるものと考えられる。

3. 稼働率

平成 22 年閣議決定において研修施設が廃止されたのは、宿泊室及び研修室の低調な稼働率が要因であった。このため、研修施設を再開するに当たっては、相当程度の高い稼働率を実現し、更に維持・向上することが求められる。

上記 1. (3) の充実・強化後の研修を、研修施設で実施した場合、1 年間のうち平日だけでも約 160~180 日が研修事業として利用されることとなる（参考：1 年間の平日は約 240 日）。これに、消費者庁による利用（法執行研修等）及び一般利用者への貸出しも加えた場合の宿泊室、研修室の稼働率は次のとおりであり、ともに相当程度の稼働率が見込まれる（表 6）。

表 6 宿泊室、研修室の稼働率

区分	平成 21 年度	研修充実・強化後	
		1 年目	2 年目
宿泊室	19.0%	65.0%	71.7%
研修室	14.9%	66.3%	67.5%

【稼働率の計算方法】

①宿泊室

$$\text{宿泊室稼働率} = \frac{\text{「研修コース別宿泊者×宿泊日数」の総計}}{\text{宿泊室 72 室×利用可能日}}$$

※ 宿泊棟宿泊室：72 室

※ 利用可能日：土日祝日及び年末年始を除いた日（月～金に宿泊することを前提とする。）

※ 宿泊者＝受講者

※ 一般利用者への貸出しの場合も、基本的な考え方は同様（宿泊者＝一般利用者。ただし、利用可能日に土日祝日等が含まれる可能性がある。）

②研修室

$$\text{研修室稼働率} = \frac{\text{利用日数（IT 講習室＋研修室 A、B＋討議室 A、B、C）}}{\text{研修室 6 室×利用可能日}}$$

※ 研修棟研修室：6 室（講堂及び中会議室を除く。）

※ 利用可能日：土日祝日及び年末年始を除いた日（ただし、金曜日に宿泊した場合、土曜日の研修室利用は、利用可能日に含める。）

※ 宿泊付き研修は、最終日は 1 室のみ利用し、最終日以外は全室利用する前提で試算。日帰り研修は 1 室のみ利用する前提で試算

※ 一般利用者への貸出しの場合も、基本的な考え方は同様（ただし、利用可能日に土日祝日等が含まれる可能性がある。）

（参考）

稼働率を計算する際、上記のとおり利用可能日（＝研修実施日）を分母としているところ、研修最終日は宿泊が発生しないため、稼働率が 100% になることはない。仮に、平成 27 年度において年末年始及び祝日を考慮せず、毎週、月曜日から水曜日の午前まで、水曜日の午後から金曜日の午前までの期間にそれぞれ 2 泊 3 日の研修を実施し、金曜日の午後から日曜日の午前までの期間を一般利用者に 2 泊 3 日で貸し出し（利用可能日 366 日・研修実施による宿泊日数 210 日、一般利用者への貸し出しによる宿泊日数 104 日）、宿泊室が満室になったとしても、宿泊室の稼働率は 85.8% である。

$$(72 \text{ 名} \times (210 \text{ 日} + 104 \text{ 日})) \div (72 \text{ 室} \times 366 \text{ 日}) = 85.8\%$$

4. コスト比較

研修施設で研修を実施した場合と外部施設で研修を実施した場合の収益及び費用について、上記3. で記載した稼働率及び下記（1）に基づき試算し、コスト比較を行った。

（1）前提条件³

ア 土地・建物

管理研修宿泊棟（研修施設）及び土地を現物のまま国庫納付した場合、その土地・建物は売却されると仮定する。ただし、建物については、既に建築から一定程度経過していることから、現存のまま売却することが困難と考えられるため、解体し、土地のみを売却することとする。

イ 長期コスト試算に係る期間

管理研修宿泊棟（研修施設）及び商品テスト棟は、昭和55年（1980年）3月に建設されているところ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき、これらの耐用年数を50年と仮定⁴し、長期のコストを試算する際は平成42年（2030年）3月までの15年間、研修施設を利用することとする。

ウ 研修のカリキュラム・コース数

前記1.（2）で前述したとおり、研修のニーズが高まっているところ、前記1.（3）に記載の研修コース数を前提とし平成28年度（研修充実・強化2年目）以降のコース数に増減はないものとする。

なお、全ての研修コースにおいて、受講者が予定人員どおり参加し、研修施設の場合、全ての受講者が宿泊室を利用することとした上で、研修実施に係る経費等を算出する。

エ 受講料・宿泊料の適正化

平成25年閣議決定では、独立行政法人として求められる受益者負担や自己収入の拡大の観点から、受講料・宿泊料を適正化する必要があり、中期目標において、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直すこととしている。

これを受けて、コスト比較における受講料及び宿泊料については、次の

³ 一定の条件に基づいて試算しているため、今後の情勢の変化によって試算結果が異なる場合がある点に留意する必要がある。

⁴ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの」で「事務所用」は耐用年数を50年としている。

見直し案を前提とすることとする。

○受講料・・・現在、テキスト代等を実費徴収しているところ、パソコン等機器のレンタル料も徴収

(例) 2泊3日コース研修 2,200円⇒2,850円(研修施設)
2,720円(外部施設)

○宿泊料・・・現在の料金に加え、夜間警備等施設管理に係る費用等も徴収

(例) 研修受講者1泊料金 3,350円⇒4,000円

オ 割引現在価値

「国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて」(平成24年9月11日財政制度等審議会第19回国有財産分科会・財務省提出資料)において、割引現在価値を用いてコスト比較を行っていることから、本件の長期のコストについても、割引現在価値ベースで試算し、比較を行うこととする。

割引現在価値算出レートについては、平成26年7月時点のスポット・レートを該当期間ごとに採用した(一部期間は線形補間法により算出。)

カ 物価上昇率

「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日経済財政諮問会議・内閣府提出資料)において、「消費者物価上昇率(消費税率引上げの影響を除く)は、概ね2年程度で前年比2%程度まで高まり、中期的にも2%近傍で安定的に推移。」とされていることから、長期のコストについては、これを踏まえた場合もあわせて試算することとし、その際の物価上昇率については、同資料の「計数表」より、物価上昇率の平均値である2.1%を用いる。

(2) 試算結果

ア 研修施設で実施した場合

①収益

a 受講料

研修コース及び受講者数に応じて、平成27年度については14,135

千円、平成 28 年度は 16,116 千円の収益が見込まれ、今後 15 年間では 238,834 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 283,415 千円となる。

b 宿泊料

研修コース及び受講者数に応じて、平成 27 年度については 46,045 千円、平成 28 年度は 50,934 千円の収益が見込まれ、今後 15 年間では 756,212 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 897,140 千円となる。

c 施設使用料

センターは、一般利用者に研修施設を貸し出す場合に施設利用料を徴収するところ、平成 22 年度実績と同数貸し出すと仮定すると、年間平均 547 千円の収益が見込まれ、今後 15 年間では 8,202 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 9,722 千円となる。

d 土地売却益

センターが平成 15 年 10 月に独立行政法人化の際に行った不動産鑑定では、研修施設に係る不動産の評価額は 1,022,604,490 円であった。当該評価時における参考評価地点の路線価額の増減率（82.98%）に基づいて現在額を推計すると、以下のとおり 848,602 千円と試算される（表 7）。

これに、割引現在価値を勘案すると 839,751 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 1,146,929 千円となる。

【試算】

$$1,022,604,490 \text{ 円} \times 82.98\% \approx 848,602 \text{ 千円}$$

表 7

対象不動産	平成 15 年基準価格 (公示価格)	平成 26 年基準価格 (公示価格)	増減率
相模原市高根 2-1930-14	199,000 円/㎡	169,000 円/㎡	84.92%
相模原市弥栄 2-6311-10	183,000 円/㎡	148,000 円/㎡	80.87%
平均	191,000 円/㎡	158,500 円/㎡	82.98%

②費用

a 講座運営関連費

研修を実施するための講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び人件費が含まれる。

平成 27 年度では 206,223 千円、平成 28 年度は 216,039 千円の費用が発生し、今後 15 年間では 3,218,440 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 3,816,422 千円となる。

b 研修環境整備費

事例検討型の研修及び自主学習を効果的・効率的に実施するためのパソコン機器等リース料が含まれる。

平成 27 年度では 11,430 千円、平成 28 年度は 18,502 千円の費用が発生し、今後 15 年間では 269,404 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 320,486 千円となる。

c 会場借料

研修施設で研修を実施する場合であっても、600 人を対象とした全国消費者フォーラムについては、収容人員の都合上、研修施設で実施することができない。このため、収容可能な会場を借りるため、その費用として年間平均 2,184 千円の会場借料が発生し、今後 15 年間では 32,758 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 38,828 千円となる。

d 施設維持管理費

宿泊施設の夜間警備やベッドメイク等の管理業務、固定資産税、保守修繕費用、図書資料館の運営費等が含まれる。

年間平均 38,330 千円の費用となり、今後 15 年間では 574,957 千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 681,797 千円となる。

e インターネット接続環境整備費

研修施設全館におけるインターネット接続環境の提供のための無線 LAN を整備するために、5 年ごとに一時的な費用が発生し、今後 15 年間で 24,377 千円となる。物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 28,116 千円となる。

f 食堂更改費

既存の設備である食堂を再開させるために、1年目に厨房設備・機器類の点検・整備費用として999千円が発生する。再開後は外部事業者により運営されることを想定しており、センターでの追加費用は発生しない。

g 耐震診断費

研修施設再開のために耐震診断を行う可能性があるところ、センター一東京事務所が耐震診断した際の費用(10,395千円)を参考にすると、14,860千円と試算される。

これに、割引現在価値を勘案すると14,851千円となる。

【試算】

$$10,395 \text{ 千円} \div 5043.26 \text{ m}^2 \times 7209.62 \text{ m}^2 \doteq 14,860 \text{ 千円}$$

(東京事務所延床面積) (研修施設延床面積)

h 建物解体費

研修施設で今後15年間研修を実施した後に土地を売却することに伴って発生する建物解体費について、建築施工単価に基づき試算すると、所要見込額は、165,821千円程度と想定される(表8)。

これに、割引現在価値を勘案すると164,091千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後15年間で224,116千円となる。

表8

区分	管理研修宿泊棟 床面積	単価	計
RC造建物解体躯体解体	7,209.62 m ²	8,800 円/m ²	63,444,656 円
基礎コンクリート解体		13,000 円/m ²	93,725,060 円
内部造作作材撤去		1,200 円/m ²	8,651,544 円
合計			165,821,260 円

(注) 解体に伴う仮設、養生費及びガス、水道、電気設備等の撤去費用並びに建設副産物処理、処分費用は含まれない。

③純収益

研修施設で研修を実施する場合の純収益を、平成 28 年度から同 41 年度までの期間に発生する研修実施に係る運営経費及び収益の平均値（以下「年間運営経費」という。）でみると、施設維持管理費も含めて 274 百万円の費用が掛かるところ、受講料、宿泊料及び施設使用料として 67 百万円の収益が見込まれるため、純収益としては△207 百万円となり、これを運営費交付金で賄うこととなる。

今後 15 年間の純収益を見た場合、費用については、研修の実施に必要な直接的な経費に加え、食堂更改費や耐震診断費等一時的に生じる経費も含まれるため 4,308 百万円となる。収益については自己収入として 1,003 百万円、また、土地の売却益として 840 百万円が見込まれるため、純収益は△2,465 百万円となり、これを運営費交付金で賄うこととなる。

なお、耐震診断の結果、耐震工事が必要となった場合の費用は、東京事務所が耐震工事をした際の費用（784,240 千円）を参考にし、割引現在価値を勘案すると 1,120,688 千円と想定される。この場合、純収益は△3,586 百万円となる。

【試算】

$$784,240 \text{ 千円} \div 5043.26 \text{ m}^2 \times 7209.62 \text{ m}^2 \doteq 1,121,372 \text{ 千円}$$

(東京事務所延床面積) (研修施設延床面積)

物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で以下のとおりとなる。

費用： 5,136 百万円

収益： 2,337 百万円

純収益： △2,799 百万円

イ 外部施設で実施した場合

①収益

a 受講料

平成 27 年度については 13,514 千円、平成 28 年度は 15,403 千円の収益が見込まれ、今後 15 年間では 228,272 千円となる。外部施設で実施した場合、自主学習用のパソコンを設置する場所がないことからリース料が発生せず、これに伴って受講料は研修施設で実施した場合と異なる。物価上昇率を勘案した試算額は、今後 15 年間で 270,880 千円となる。

b 土地売却益

直ちに売却することとし、(2)①dのとおり、平成15年に独立行政法人化の際に行った鑑定結果を基に現在額を推計し、割引現在価値を勘案すると、売却益は848,085千円となる。

②費用

a 講座運営関連費

含まれる経費は研修施設で実施する場合と同じである。外部施設でも研修施設で実施する場合と同じ質・量の研修を行うこととしているため、同額の経費が発生する。

平成27年度では206,223千円、平成28年度は216,039千円の費用が発生し、今後15年間では3,218,440千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後15年間で3,816,422千円となる。

b 研修環境整備費

研修施設で実施する場合と同様、事例検討型の研修を効果的・効率的に実施するためのパソコン機器等リース料が含まれるが、自主学習用のパソコンについては、設置場所がないためリース料は発生しない。また、パソコン機器等のセンター・外部施設間の運搬費が含まれる。

平成27年度では12,587千円、平成28年度は19,873千円の費用が発生し、今後15年間では289,675千円となる。

物価上昇率を勘案した試算額は、今後15年間で344,548千円となる。

c 会場借料

外部施設でも研修施設で実施する場合と同じ質・量の研修を行うこととしているため、日帰りコースの研修では1室、その他のコースの研修では6室の会場を借り上げることとする。

平成27年度では59,366千円、平成28年度は67,255千円の費用が発生し、今後15年間では997,100千円となる

物価上昇率を勘案した試算額は、今後15年間で1,183,156千円となる。

d 受変電設備移設工事費

センター相模原事務所には、研修施設のほかに、商品テスト棟が存在しているところ、相模原事務所全体の受変電設備等が研修施設に設置

されているため、外部施設で研修を実施することとし、研修施設を直ちに解体する場合、商品テスト棟に受変電設備等を移設する必要がある。この場合の移設工事等に係る所要見込額は、349,950千円程度と想定される（表9）。

これに、割引現在価値を勘案すると349,737千円となる。

表9 受変電設備等の移設工事所要見込み額

区 分	金 額 (消費税込み)	備 考
機械設備新建屋建築工事	89,250千円	業者見積り
電気設備工事	56,700千円	業者見積り
空調設備工事	168,000千円	業者見積り
受水槽設置工事	14,000千円	建築事務所積算
設計費	13,000千円	耐震工事時における設計料算出計算式を準用
監理費	9,000千円	耐震工事時における設計料算出計算式を準用
合 計	349,950千円	

e 建物解体費

土地を直ちに売却することとし、上記（2）②hのとおり、建築施工単価に基づき試算し、割引現在価値を勘案すると、費用は165,720千円となる。

③純収益

外部施設で研修を実施する場合の純収益を、年間運営経費でみると、費用として302百万円が掛かるところ、収益として受講料15百万円が見込まれるため、純収益としては△287百万円となり、これを運営費交付金で賄うこととなる。

今後15年間の純収益を見た場合、費用については、研修を実施するために必要な直接的な経費に加え、受変電設備移設工事費等が含まれるため5,029百万円となる。収益については自己収入（受講料収入）として228百万円、また、土地の売却益として848百万円が見込まれるため、純

収益は△3,953百万円となり、これを運営費交付金で賄うこととなる。
物価上昇率を勘案した試算額は、今後15年間で以下のとおりとなる。

費用： 5,880百万円

収益： 1,137百万円

純収益： △4,743百万円

(3) コスト比較

ア 年間運営経費

研修を1年間、研修施設で実施した場合と外部施設で実施する場合を年間運営経費での純収益で比較すると、それぞれ△207百万円、△287百万円となるため、研修施設で研修を実施した場合の方が80百万円の節約となる(表10)。

表10 コスト比較(年間運営経費)

	研修施設で 実施した場合	外部施設で 実施した場合	
収益	67百万円	15百万円	
費用	274百万円	302百万円	【比較結果】
純収益	△207百万円	△287百万円	80百万円

(注) 詳細は別添資料8参照。

イ 長期

研修を今後15年間、研修施設で実施した場合と外部施設で実施する場合のコストについて、年間運営経費の15年分に加え、一時的に発生する収益及び費用(表11)を含めた上で純収益を比較すると、それぞれ△2,465百万円、△3,953百万円となるため、研修施設で研修を実施した場合の方が1,487百万円の節約となる。仮に研修施設の耐震工事を実施した場合でも、研修施設で研修を実施した場合の方が367百万円の節約となる(表12)。

表11 一時的に発生する経費等

	研修施設で実施した場合	外部施設で実施した場合
収益	土地売却益	土地売却益
費用	インターネット接続環境整備費 食堂更改費 耐震診断費 建物解体費	受変電設備移設工事費 建物解体費

表 12 コスト比較（長期）

	研修施設で 実施した場合	外部施設で 実施した場合	
収益	1,843 百万円	1,076 百万円	
費用	4,308 百万円 (5,429 百万円)	5,029 百万円	
純収益	△2,465 百万円 (△3,586 百万円)	△3,953 百万円	【比較結果】 1,487 百万円 (367 百万円)

（注 1）詳細は別添資料 8 参照。

（注 2）（ ）は耐震工事を実施した場合。

物価上昇率を勘案した試算額（純収益）は、今後 15 年間で以下のとおりであり、研修施設で研修を実施した場合の方が 1,945 百万円の節約となる（表 13）。

表 13 コスト比較（長期・物価上昇率勘案）

	研修施設で 実施した場合	外部施設で 実施した場合	
収益	2,337 百万円	1,137 百万円	
費用	5,136 百万円 (6,280 百万円)	5,880 百万円	
純収益	△2,799 百万円 (△3,943 百万円)	△4,743 百万円	【比較結果】 1,945 百万円 (800 百万円)

（注 1）詳細は別添資料 8 参照。

（注 2）（ ）は耐震工事を実施した場合。

ウ 地方公共団体等の研修参加者側の負担

外部施設で研修を実施し、ビジネスホテル等に宿泊した場合の受講者の宿泊料の相場はおよそ 9,000 円（品川近辺）であるところ、今後、研修施設で研修を実施する場合、宿泊料は 4,000 円程度となるため、研修充実・強化後は、研修施設に宿泊した場合、品川近辺で宿泊した場合と比較して、地方公共団体等の研修参加者側の負担は年間で約 53 百万円（今後 15 年間で約 787 百万円）節約されるものと考えられる。

$$(9,000 \text{ 円} - 4,000 \text{ 円}) \times 10,584 \text{ 人} = 52,920 \text{ 千円}$$

（1 年間の延べ宿泊者数）

さらに、外部施設で研修を実施する場合、2020年には東京オリンピックの開催に伴い、研修のための会場借料の高騰とともに会場確保が困難となることが想定され、また、受講者にとっても、宿泊料の高騰により更に支出が増大する上、宿泊施設の確保が困難となり、研修への参加が妨げられることが考えられる。

おわりに

本懇談会では、平成 25 年閣議決定を踏まえ、研修施設の再開について利用見込み、長期を含めたコスト等について、具体的な検討を行ってきた。

平成 22 年閣議決定以降、消費者行政に関する新たな課題が発生している中、センターには、これらの課題に対応するための人材を育成すべく、効率的かつ効果的な研修を実施することが期待されている。

センターは、新たな課題に対応するため、ニーズに応じて研修コースを増加するとともに、より実践的で学習効果の高い研修カリキュラムを用意する必要がある。この場合、事例検討型・参加体験型の研修を実現するための会場の確保が容易であり、同時に宿泊設備も備わっている研修施設を活用する方が、これまでどおり東京近辺の外部会場を確保していくよりも高い研修効果が期待できる。

平成 22 年閣議決定時に問題とされた研修施設の低調な稼働率については、ニーズに応じた研修を実施することで、研修コース数及び受講者数は、平成 26 年度の 33 コース・3,790 人から平成 28 年度には 83 コース・5,976 人となり、これに伴い、稼働率についても大幅な上昇が期待される。

研修施設で研修を効果的に行うためには、インターネット接続環境の提供や食堂等宿泊設備の更改が必要である。

土地については、前述のとおり現実的には売却は困難と考えられるが、売却することを前提とし、上記のような再開に必要な手当てを行った上で研修施設において研修を実施する場合と、研修施設を売却し外部施設で研修を実施する場合とのコストを比較したところ、研修施設で研修を実施した場合の方が、1 年間では約 80 百万円、研修施設の耐用年数を迎える平成 42 年（2030 年）3 月までの 15 年間では約 1,487 百万円のコスト減となるとの試算結果が出た。また、今後 15 年間のコストについて、今後想定されている物価上昇を勘案しても、研修施設で研修を実施した場合の方が約 1,945 百万円のコスト減となる試算結果となった。さらに、研修施設で研修を実施した方が、地方公共団体等の研修参加者側にも宿泊料の支出に関してメリットがあると考えられる。

このため、本懇談会では、センターに期待されている効率的かつ効果的な研修を実施するためには、再開に必要な研修環境の手当てを行った後、研修施設を再開することが望ましいとの結論に至った。

再開する場合は、再び稼働率の低下を招かないためにも、達成すべき数値目標を設定するとともに達成状況の検証を行うことが重要であり、センターにおいては、多くの受講対象者が研修に参加できるような方策を立てるなどして稼

働率の維持・向上に不断の努力を重ねることが必要である。さらに、平成 25 年閣議決定に基づき、センターは、必要に応じて受講料等の適正化や一般利用者への貸出しの活用等、自己収入の増加を図るとともに、建物管理等における民間委託の更なる活用など、コスト低減にも積極的に取り組むことによって、研修施設全体の収支改善に努め、限られた予算を有効に活用すべきである。

なお、受講者が継続的に研修に参加できるよう、研修参加費用については、地方消費者行政活性化交付金の活用や地方公共団体における自主財源の充実のための取組が求められる。

今後、消費者がどこに住んでいても質の高い相談・救済の受けられる体制の構築、また、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができる機会の提供には、多様な人材・担い手の育成が極めて重要である。

センターが、研修施設を最大限活用して効果的・効率的な研修を実施し、これら担い手によって消費者行政が更に充実し、基本法の理念である「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立支援」が実現されることを期待する。

国民生活センター相模原事務所
研修施設の活用に関する懇談会
報告書
【別添資料】

目 次

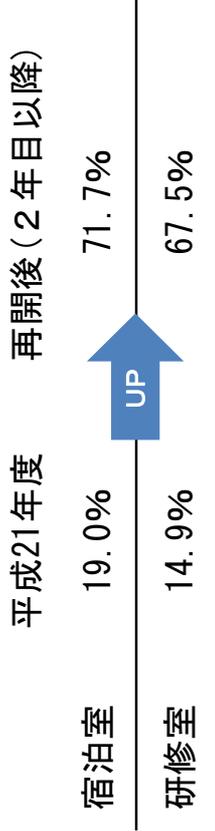
- 資料 1 報告書の概要
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3 国民生活センターの教育研修事業の全体像
- 資料 4 国民生活センターの教育研修事業の将来像
- 資料 5 研修を充実・強化した場合のコース数、宿泊日数の試算表
- 資料 6 宿泊室の稼働率について
- 資料 7 研修室の稼働率について
- 資料 8 相模原事務所研修施設で教育研修事業を実施した場合のコスト検証について
- 資料 9 関連する閣議決定等（抜粋）
- 資料 10 国民生活センター相模原事務所周辺図
- 資料 11 国民生活センター相模原事務所建物配置図

国民生活センター相模原事務所研修施設の再開について

利用見込み

○研修施設の稼働率向上

- 研修ニーズの高まりを踏まえ、
- ・既存の消費生活相談員向け研修等を拡充
 - ・新規に消費生活サポーター向け研修等を実施
 - ・研修を実施しない日における一般利用も最大限活用することで宿泊室、研修室ともに高い稼働率が実現可能。



研修環境

○参加型研修や自主学習などが可能な環境の整備

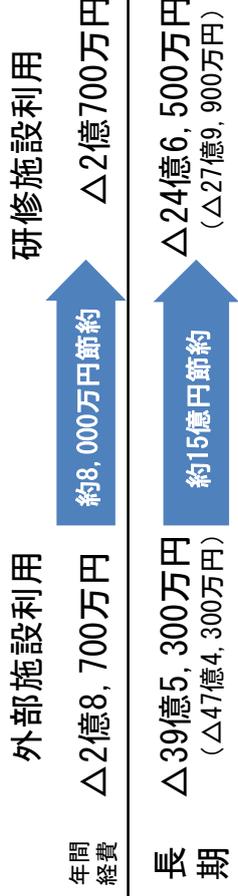
：インターネット接続環境の提供、図書資料の購入。情報収集・資料作成に活用し、グループ討議及び自主学習をより充実。

○受講者同士の交流・情報交換の場の整備

：食堂、宿泊設備等を更改。受講者のモチベーション向上に寄与。

コスト

○純収益による比較（運営費交付金負担額）



- ※1（ ）内は物価上昇を勘案した試算額。研修施設利用で19億4,500万円節約。
- ※2 耐震工事を実施した場合でも、研修施設利用で3億6,700万円節約。
- ※3 年間経費は、平成28年度から同41年度までの期間に発生する研修実施に係る運営経費及び収益の平均値。

★収支改善の努力

- 自己収入の増大
 - ：受講料、宿泊料の適正化
 - ：一般利用者への貸出しの促進
- 効率的な施設運営
 - ：研修施設の管理業務の民間委託

研修効果

○学習効果の高い研修が実施可能

：研修施設では、研修室や討議室などを利用した事例検討型・参加体験型の研修が実施可能。

○受講者同士の交流・情報交換の促進

：研修終了後の自主的なグループワーク等により、受講者同士の交流・情報交換が促進される。

結論

利用見込み、コスト及び研修効果を総合的に勘案すれば、必要な研修環境の手当てを行った後、研修施設を再開することが望ましい。

「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会」

委員名簿

(委員)

大 住 莊四郎 関東学院大学 経済学部 教授

長 村 彌 角 公認会計士

川 端 伸 子 社会福祉士／公益社団法人あい権利擁護支援ネット 理事

河 村 小百合 株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員

清 水 きよみ 公益社団法人消費者関連専門家会議 事務局長

長 田 三 紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長

中 野 和 子 弁護士

西 川 恵 子 三重県 環境生活部 消費生活監

(別 所 志津子 三重県 環境生活部 消費生活監) 【第1回】

○ 西 村 隆 男 横浜国立大学 教育人間科学部 教授

◎ 野 村 豊 弘 学習院大学 名誉教授

吉 川 萬里子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長

(オブザーバー)

小 坂 明 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 科学推進部 計画マネージャ

(清 水 輝 久 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 科学推進部 計画マネージャ) 【第1回】

齋 藤 憲 司 相模原市 企画財政局 企画部長

(敬称略 五十音順)

(◎は座長、○は座長代理)

国民生活センターの教育研修事業の全体像

独立行政法人国民生活センター

○国民生活センターの教育研修事業

地方公共団体の消費者行政職員や消費生活相談員等を対象とした消費者問題・消費者教育に関する研修

消費者行政職員向け：消費者行政の推進に必要な**実務知識**などを習得するための研修
⇒ 地方消費者行政において、**企画・立案、調整**などの重要な役割を果たす**消費者行政職員**に向けた研修

消費生活相談員向け：消費者問題に関する知識だけでなく、消費生活相談において必要となる**具体的な技法**、消費生活相談に携わるうえで求められる**相談員としての心構えや意識・考え**などを習得するための研修
⇒ **消費生活相談員**に求められる**知識及び技術レベル**など資質向上を図る研修

さらに、今後

⇒ 消費者教育を推進するため、「消費者教育コーディネーター」へ研修を行う講師を養成するための研修
⇒ 高齢者等の見守り体制拡充のため、「消費生活サポーター」へ研修を行う講師を養成するための研修を行う。

消費生活相談や消費者教育等における実践的で効果の高い研修

東京近辺外部会場等での「集合研修」

- ・全国の相談員等を1箇所に集めることで、最新の知識、技術、情報を効率的に習得することが可能
- ・全国の参加者間による情報交換、知見・ノウハウの相互交換が可能
- ・研修講師の招聘が比較的容易である

相模原研修施設で実施可能だったが、現在では困難な点
・参加型の研修(ケーススタディ、ディスカッション、模擬相談等)
・研修終了後の受講生同士の交流、図書資料室等を利用した自習等
・受講者のニーズに応じ、講座のコース数及び予定人員を臨機応変に調整

地理的な条件等から参加困難な人への研修

地方開催での集合研修

- ・地理的、人員・予算面から参加が困難な場合は、地方公共団体との共催により地方の会場で研修を実施可能
- ・国民生活センターと共催することで、地方公共団体は研修の実施に関する知見・ノウハウを蓄積可能

消費生活相談等に関する「知識」の効率的習得

オンライン（遠隔研修）

- ・インターネット配信を活用し、地元に住ながらにして「いつでも、どこでも」知識の習得が可能
- ・消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要なトピック的知識に関する内容を習得可能

教育研修事業の将来像

資料4
独立行政法人国民生活センター

	平成26年度	研修充実・強化1年目	研修充実・強化2年目
消費者行政職員研修		●「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議(H25.8.6)」、「消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会 報告書」(H25.12)を受けて →地方消費者行政体制における庁内連携・官民連携の強化、消費者行政職員の資質向上のための研修を充実	
	6コース	14コース	14コース
消費生活相談員研修		●「地方消費者行政強化作戦」を受けて →全国的な相談水準の確保、消費生活相談員の資質向上のための研修を充実 →消費生活相談カード作成やPIO-NETの操作に関する研修を充実 →商品テスト施設を活用した製品安全に関する研修を充実	
	38コース (うち地方開催23コース)	56コース (うち地方開催23コース)	62コース (うち地方開催23コース)
消費者教育推進のための研修		●「消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定)」を受けて →消費者教育拡充のための研修を充実 →「消費者教育コーディネーター育成講座(仮称)」を1年目から実施 →若年層を対象とした消費者教育モデルコースを実施	
	10コース	新規6コース 13コース	新規6コース 13コース
企業職員研修		事業者のコンプライアンス確立、消費者志向を高めるための研修を充実	
	2コース	4コース	4コース
消費者リーダー研修		「消費者リーダー」を養成する講座を1年目1コース、2年目2コース実施	
	1コース	新規1コース 1コース	新規2コース 1コース
消費生活サポーター研修		●「消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会 報告書」(H25.12)を踏まえ、 →高齢者等の見守り体制拡充のため「消費生活サポーター研修(仮称)」を2年目から実施	
			新規5コース
Dラーニング研修		1年目「消費者教育コーディネーター」向けを実施し、これに加え2年目に「消費生活サポーター」向け1コース実施	
	8コース	新規1コース 8コース	新規2コース 8コース

- 凡例：
 …国民生活センター主催の集合研修
 …国民生活センター・地方公共団体共催の集合研修
 …都内大規模会場で実施する研修
 …Dラーニングにより実施するもの

研修を充実・強化した場合のコース数、宿泊日数の試算表

消費者庁
独立行政法人国民生活センター

講座名	平成26年度研修計画						研修充実・強化1年度研修計画						研修充実・強化2年度研修計画						備考
	コース数	予定人員	合計 予定人員	期間 (日)	場所	コース数	予定人員	合計 予定人員	期間 (日)	場所	コース数	予定人員	合計 予定人員	期間 (日)	場所	宿泊日 (室)			
	消費者行政職員研修	2	100	200	2	東京事務所	3	72	216	3	432	3	72	216	3	432	3	432	
消費生活相談員研修	2	120	240	2	東京事務所	11	72	792	3	1,584	2	72	144	5	576	3	1,584		
	2	70	140	2	東京事務所	2	72	144	5	576	2	72	144	5	576	3	3,600		
	1	70	70	5	東京事務所	6	72	432	3	864	12	72	864	3	1,728	3	1,728	※PIO-NET開始を平成27年10月に予定	
	1	50	50	5	東京事務所	25	72	1,800	3	3,600	25	72	1,800	3	3,600	3	3,600		
	5	120	600	2	東京事務所	3	72	216	2	360	11	72	792	3	1,584	3	1,584		
消費者教育推進のための研修	5	250	1,250	2	都内外部会場	6	72	432	3	864	11	72	792	3	1,584	3	1,584		
	3	100	300	3	東京事務所	1	72	72	2	72	1	72	72	2	72	2	72		
	4	100	400	2	東京事務所	1	72	72	1	72	1	72	72	1	72	1	72		
	4	50	200	2	東京事務所	1	72	72	2	72	1	72	72	2	72	1	72		
	1	50	50	2	地方開催	1	72	72	1	72	1	72	72	1	72	1	72		
	1	50	50	1	東京事務所	1	72	72	1	72	1	72	72	1	72	1	72		
	-	-	-	-	-	1	72	72	1	72	1	72	72	1	72	1	72		
	-	-	-	-	-	5	72	360	2	360	5	72	360	2	360	2	360		
	2	120	240	1	東京事務所	4	72	288	2	288	4	72	288	2	288	2	288		
	消費者リーダー研修	-	-	-	-	-	1	72	72	1	72	2	72	144	1	72	-	-	※消費者団体(広域団体)は166団体。(消費者庁「消費者団 体の現状について」(平成24年3月))
消費生活サポーター研修 (新規研修)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	72	360	2	360	2	360		
小計	33	3,790	72	33	3,790	71	5,112	201	9,360	83	5,976	230	10,584	-	-	-	-		
外部利用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,660	1,660	過去の実績を基に試算	
消費者庁による利用	-	-	-	-	-	1	72	72	2	72	1	72	72	2	72	72	72	過去の実績を基に試算	
法執行研修(初任コース)	-	-	-	-	-	1	36	36	3	72	1	36	36	3	72	72	72	過去の実績を基に試算	
法執行研修(専門コース(2泊3日))	-	-	-	-	-	1	34	34	4	102	1	34	34	4	102	102	102	過去の実績を基に試算	
法執行研修(専門コース(3泊4日))	-	-	-	-	-	1	20	20	3	40	1	20	20	3	40	40	40	過去の実績を基に試算	
新人職員研修 (消費者庁・国民生活センター合同)	-	-	-	-	-	1	67	67	2	67	1	67	67	2	67	67	67	PIO-NETの操作研修や消費者行政における各省庁の連携強 化のための研修を実施	
国の消費者行政担当職員研修	-	-	-	-	-	5	229	229	14	353	5	229	229	14	353	353	353		
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,373	11,373	12,597	
合計(国民生活センターによる研修、外部利用、消費者庁による利用の計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消費者リーダー研修	1	600	600	1	都内外部会場	1	600	600	1	-	1	600	600	1	-	-	-	都内外部会場	
消費生活相談員研修	10	100	1,000	2	地方開催	10	100	1,000	2	-	10	100	1,000	2	-	-	-	地方開催	
相談関連業務支援コース (地方公共団体への講師派遣事業)	13	40	520	1	地方開催	13	40	520	1	-	13	40	520	1	-	-	-	地方開催	
ローラーニング研修(遠隔研修)	8	600	4,800	年度内	地方開催	9	600	5,400	年度内	-	10	600	6,000	年度内	-	-	-	地方開催	

宿泊室の稼働率について

資料6

消費者庁
独立行政法人国民生活センター

【研修事業】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)	相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)
①使用室数	1,747室	2,846室	1,437室	/	9,360室	10,584室
②分母日室数	18,216室 (253日)	18,648室 (259日)	19,080室 (265日)		17,496室 (243日)	17,568室 (244日)
③稼働率(①÷②×100%)	9.6%	15.3%	7.5%		53.5%	60.2%

※1 分母日室数=72室×利用可能日(土日祝日及び年末年始を除く日)+土日祝日及び年末年始の利用日

※2 平成23年度実稼働期間(平成23年4月から9月まで)の研修事業利用稼働率:16.2%、外部利用稼働率:7.4%、全体の稼働率:23.6%

【外部利用】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)	相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)
①使用室数	1,710室	1,618室	1,651室	/	1,660室	1,660室
②分母日室数	18,216室 (253日)	18,648室 (259日)	19,080室 (265日)		17,496室 (243日)	17,568室 (244日)
③稼働率(①÷②×100%)	9.4%	8.7%	8.7%		9.5%	9.4%

※3 再開1年目、2年目の使用室数は平成21～23年度の平均値で試算。

【消費者庁による利用】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)	相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)
①使用室数	—	—	—	/	353室	353室
②分母日室数	18,216室 (253日)	18,648室 (259日)	19,080室 (265日)		17,496室 (243日)	17,568室 (244日)
③稼働率(①÷②×100%)	—	—	—		2.0%	2.0%

【合計】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)	相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)
①使用室数	3,457室	4,464室	3,088室	/	11,373室	12,597室
②分母日室数	18,216室 (253日)	18,648室 (259日)	19,080室 (265日)		17,496室 (243日)	17,568室 (244日)
③稼働率(①÷②×100%)	19.0%	23.9%	16.2%		65.0%	71.7%

研修室の稼働率について

資料7

消費者庁
独立行政法人国民生活センター

【研修事業】

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)			相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)		
	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率		使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率
研修室A	30	250	12.0%	44	255	17.3%	28	262	10.7%	/	183	248	73.8%	190	254	74.8%
研修室B	19	250	7.6%	33	255	12.9%	27	262	10.3%		140	248	56.5%	147	254	57.9%
討議室A	10	250	4.0%	17	255	6.7%	11	262	4.2%		140	248	56.5%	147	254	57.9%
討議室B	10	250	4.0%	14	255	5.5%	7	262	2.7%		140	248	56.5%	147	254	57.9%
討議室C	10	250	4.0%	47	255	18.4%	31	262	11.8%		140	248	56.5%	147	254	57.9%
I T 講習室	25	250	10.0%	40	255	15.7%	25	262	9.5%		140	248	56.5%	147	254	57.9%
合計	79	1250	6.3%	155	1275	12.2%	104	1310	7.9%		883	1488	59.3%	925	1,524	60.7%

※1 分母日数(利用可能日)は、土日祝日及び年末年始を除く日である。ただし、土曜日利用予定の場合には含める(相模原研修施設再開1年目:5日、2年目:10日)。

※2 平成23年度実施期間(平成23年4月から9月までの稼働率:22.0%)

※3 平成21年度から平成23年度の使用数及び分母日数には、研修事業以外のセンター業務での利用数を含んでいる。

【外部利用】

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)			相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)		
	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率		使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率
研修室A	38	250	15.2%	32	255	12.5%	25	262	9.5%	/	32	248	12.8%	32	254	12.5%
研修室B	29	250	11.6%	23	255	9.0%	21	262	8.0%		24	248	9.8%	24	254	9.6%
討議室A	16	250	6.4%	16	255	6.3%	13	262	5.0%		15	248	6.0%	15	254	5.9%
討議室B	12	250	4.8%	18	255	7.1%	11	262	4.2%		14	248	5.5%	14	254	5.4%
討議室C	12	250	4.8%	13	255	5.1%	11	262	4.2%		12	248	4.8%	12	254	4.7%
I T 講習室	2	250	0.8%	1	255	0.4%	2	262	0.8%		2	248	0.7%	2	254	0.7%
合計	109	1250	8.7%	103	1275	8.1%	83	1310	6.3%		98	1488	6.6%	98	1524	6.5%

※1 平成27年度及び28年度の使用数は、平成21～23年度使用数の平均値である。

【消費者庁による利用】

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)			相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)		
	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率		使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率
研修室A	—	250	—	—	255	—	—	262	—	/	5	248	2.0%	5	254	2.0%
研修室B	—	250	—	—	255	—	—	262	—		0	248	0.0%	0	254	0.0%
討議室A	—	250	—	—	255	—	—	262	—		0	248	0.0%	0	254	0.0%
討議室B	—	250	—	—	255	—	—	262	—		0	248	0.0%	0	254	0.0%
討議室C	—	250	—	—	255	—	—	262	—		0	248	0.0%	0	254	0.0%
I T 講習室	—	250	—	—	255	—	—	262	—		0	248	0.0%	0	254	0.0%
合計	0	1250	0.0%	0	1275	0.0%	0	1310	0.0%		5	1488	0.3%	5	1524	0.3%

【合計】

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24～26年度	相模原研修施設再開1年目 (平成27年度で試算)			相模原研修施設再開2年目 (平成28年度で試算)		
	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率		使用数	分母日数	稼働率	使用数	分母日数	稼働率
研修室A	68	250	27.2%	76	255	29.8%	53	262	20.2%	/	220	248	88.6%	227	254	89.2%
研修室B	48	250	19.2%	56	255	22.0%	48	262	18.3%		164	248	66.3%	171	254	67.5%
討議室A	26	250	10.4%	33	255	12.9%	24	262	9.2%		155	248	62.5%	162	254	63.8%
討議室B	22	250	8.8%	32	255	12.5%	18	262	6.9%		154	248	62.0%	161	254	63.3%
討議室C	22	250	8.8%	60	255	23.5%	42	262	16.0%		152	248	61.3%	159	254	62.6%
I T 講習室	27	250	10.8%	41	255	16.1%	27	262	10.3%		142	248	57.1%	149	254	58.5%
合計	186	1250	14.9%	257	1275	20.2%	185	1310	14.1%		986	1,488	66.3%	1028	1524	67.5%

相模原事務所研修施設で教育研修事業を実施した場合の コスト検証について

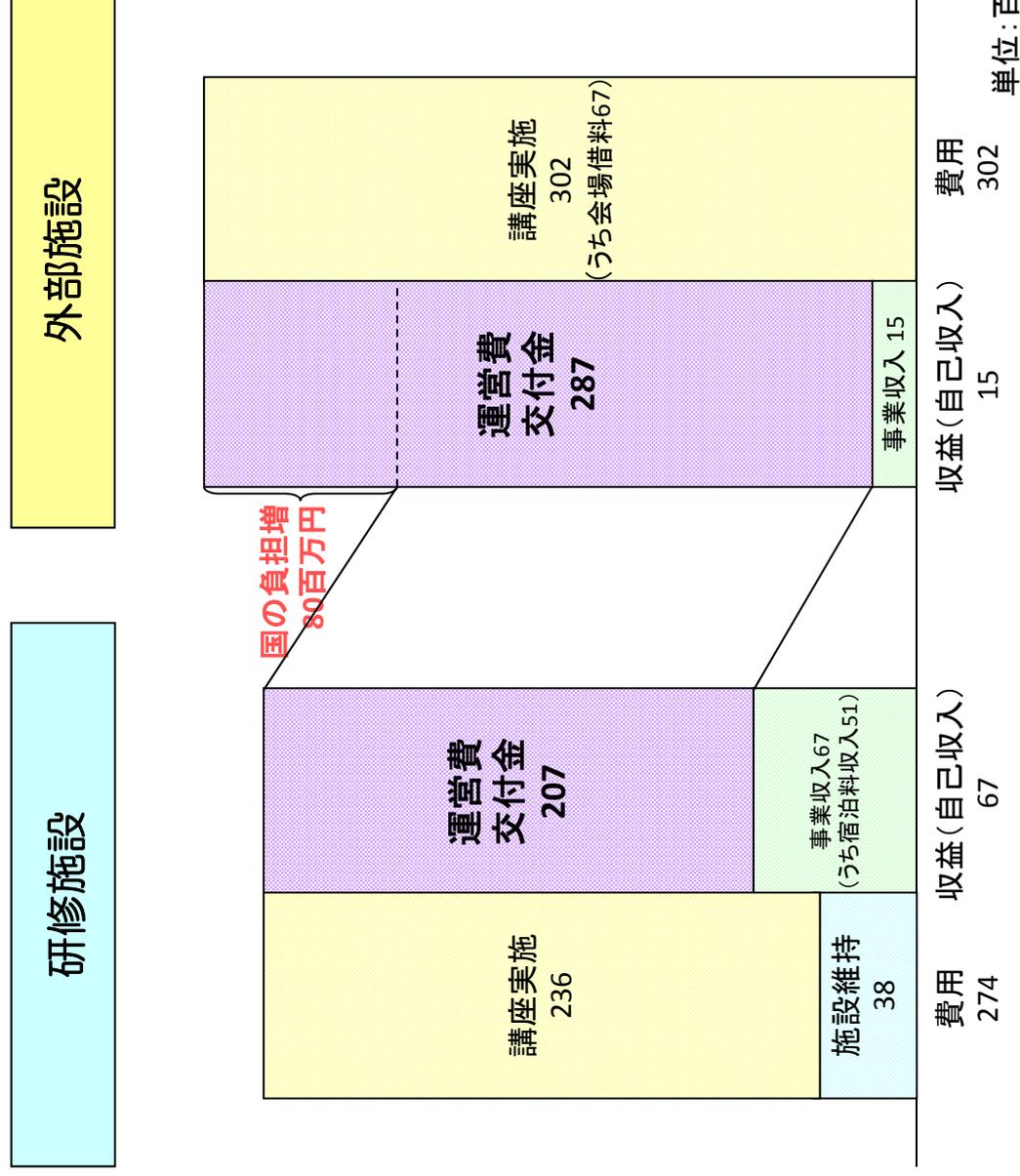
資料8

1. コスト比較(年間運営経費)

研修施設で実施した場合
 費用：2億7,400万円
 収益：6,700万円
 純収益：△2億700万円

外部施設で実施した場合
 費用：3億200万円
 収益：1,500万円
 純収益：△2億8,700万円

研修施設で実施した場合の
 方が8,000万円節約



(注) 年間運営経費・・・平成28年度から同42年度までの期間に発生する研修実施に係る運営経費及び収益の平均値

(参考1) コスト比較(年間運営経費)

(単位:千円)

		外部施設で実施した場合	研修施設で実施した場合	外部施設で実施した場合
収 益	事業収入	受講料	16,050	15,340
		宿泊料	50,726	—
		施設使用料	547	—
	収益合計		67,323	15,340
費 用	講座実施	講座運営関連費 (講師謝金等、人件費)		215,158
		研修環境整備費 (パソコン等機器賃借料等)	18,427	19,792
		会場借料	2,183	66,981
	施設維持	維持管理(警備・清掃等) 保守修繕 図書資料館運営 など	38,442	—
		費用合計	274,211	301,931
		純収益(収益－費用)	△206,888	△286,591

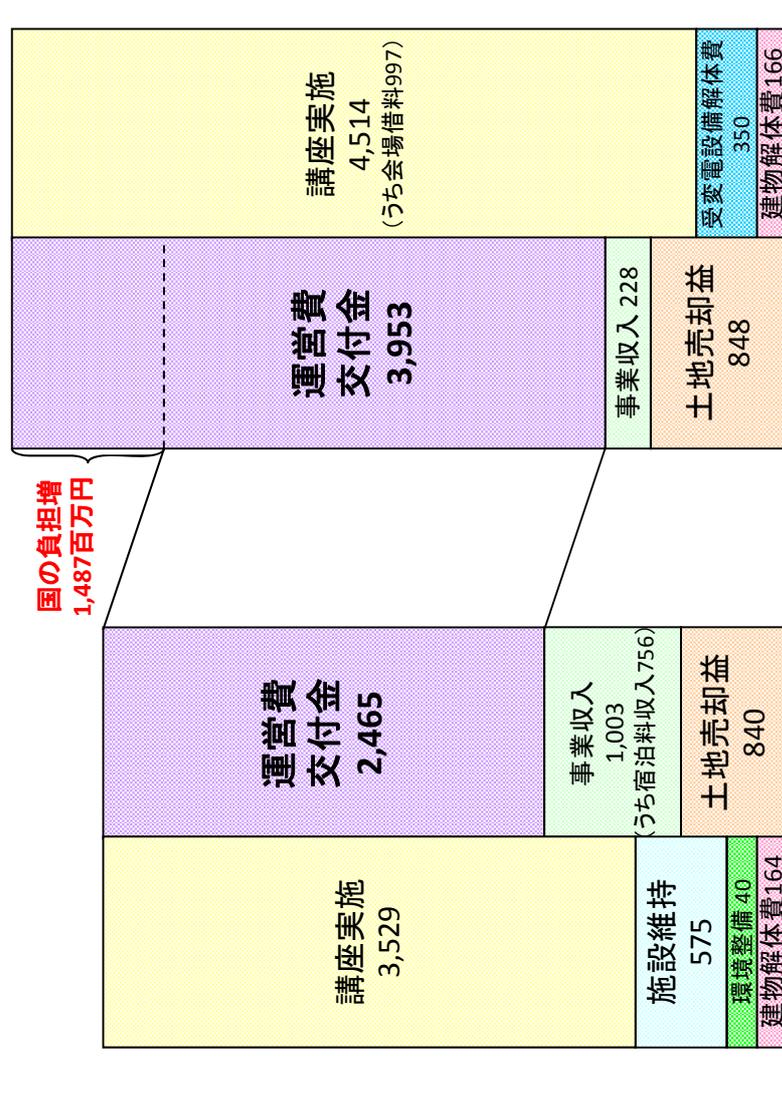
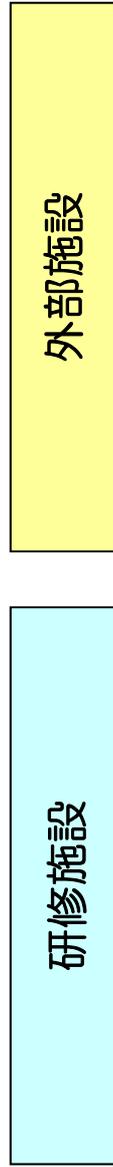
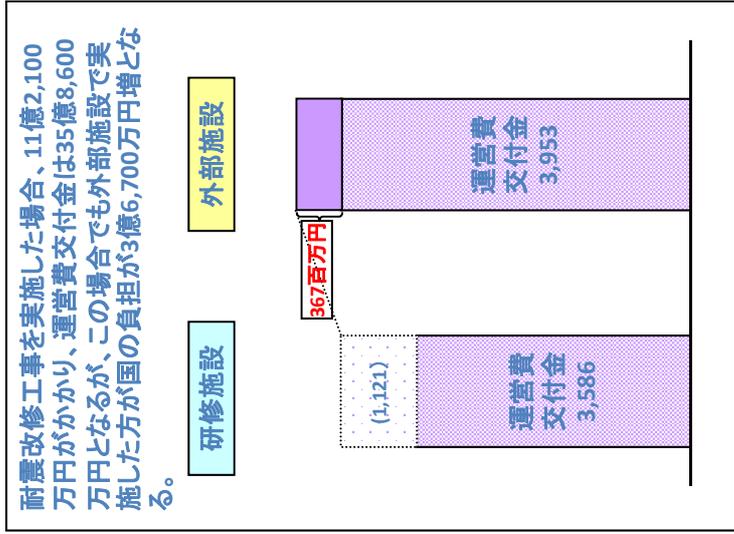
注:各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2. コスト比較(長期:15年間合計)

研修施設で実施した場合
費用：43億800万円
収益：18億4,300万円
純収益：△24億6,500万円

外部施設で実施した場合
費用：50億2,900万円
収益：10億7,600万円
純収益：△39億5,300万円

研修施設で実施した方が、14億
8,700万円節約



単位:百万円

(参考2) コスト検証(長期:15年間合計)

(単位:千円)

		研修施設で実施した場合	外部施設で実施した場合
収 益	事業収入	238,834	228,272
	宿泊料	756,212	—
	施設使用料	8,202	—
	土地売却益	839,751	848,085
	収益合計	1,843,000	1,076,356
費 用	講座運営関連費 (講師謝金等、人件費)	3,218,440	
	講座実施		
	研修環境整備費 (パソコン等機器賃借料等)	277,956	298,228
	会場借料	32,758	997,100
	施設維持		
	維持管理(警備・清掃等) 保守修繕 図書資料館運営 など	574,957	—
	環境整備		
	インターネット接続環境整備 費	24,377	—
	食堂更改費	999	—
	耐震診断費	14,851	—
	受変電設備解体費	—	349,737
	建物解体費	164,091	165,720
	費用合計	4,308,430	5,029,223
純収益(収益-費用)	△2,465,431	△3,952,867	

注:各項目の金額は、単位未滿を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(参考3) コスト検証(長期:15年間合計・物価上昇率(2.1%)勘案)

(単位:千円)

		センター教育研修事業 (研修施設で実施した場合)	センター教育研修事業 (外部施設で実施した場合)
収 益	事業収入		
	受講料	283,415	270,880
	宿泊料	897,140	—
益	施設使用料	9,722	—
	土地売却益	1,146,929	865,894
収益合計		2,337,206	1,136,775
費 用	講座運営関連費 (講師謝金等、人件費)	3,816,442	
	講座実施		
	研修環境整備費 (パソコン等機器賃借料等)	330,349	354,411
	会場借料	38,828	1,183,156
	施設維持		
	維持管理(警備・清掃等) 保守修繕 図書資料館運営 など	681,797	—
	環境整備		
	インターネット接続環境整備 費	28,116	—
	食堂更改費	1,020	—
	耐震診断費	15,163	—
	受変電設備解体費	—	357,081
	建物解体費	224,116	169,200
	費用合計	5,135,811	5,880,271
純収益(収益－費用)		△2,798,605	△4,743,496

注:各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

コスト試算・比較の前提条件

●コスト比較

(1) 研修施設を再開し同施設で研修を実施する場合

(2) 外部施設を借り上げて研修を実施する場合
を比較。

●長期コスト試算に係る期間

国民生活センター相模原事務所に所在する管理研修宿泊棟(研修施設)及び商品テスト棟は、1980年に建設。

→耐用年数を50年と仮定し、長期のコストを試算する際は2030年まで(15年間)研修施設を利用することとした。

(注) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)では、「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの」で「事務所用」は耐用年数を50年としている。

●土地・建物

研修施設及びその土地を現物のまま国庫納付した場合、その土地・建物は売却されると仮定。

・土地の売却

(1) 研修施設を再開する場合：2030年まで研修施設を利用した後、売却

(2) 外部施設で研修する場合：直ちに売却

・建物の売却

研修施設は建築から既に一定程度経過していることから、
2030年以降に売却する場合も直ちに売却する場合も残存価格は0円とした。

●研修のカリキュラム・コース数

第2回懇談会資料2-2「研修を充実・強化した場合のコース数、宿泊日数の試算表」に基づき計算。

(注) 研修充実・強化1年目104コース(うち首都圏で実施する集合研修71コース)、2年目以降117コース(同83コース)

●受講料・宿泊料

・受講料：現在、テキスト代等を実費徴収しているところ、パソコン等機器のレンタル料も徴収

(例) 2泊3日コース研修 2,200円 ⇒ 2,850円(研修施設)
2,720円(外部施設)

・宿泊料：現在の料金に加え、夜間警備等施設管理に係る費用等も徴収

(例) 研修受講者1泊料金 3,350円 ⇒ 4,000円

(注)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)では、独立行政法人として求められる受益者負担や自己収入の拡大の観点から、受講料・宿泊料を適正化する必要があり、中期目標において、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直すこととしている。

●割引現在価値

・長期のコストについて、割引現在価値ベースで試算。

・割引現在価値算出レートについては、平成26年7月時点のスポット・レートを該当期間ごとに採用。
(一部期間は線形補間法により算出)。

●物価上昇率

・物価は15年間横ばいと仮定して長期コストを試算。

・別途、物価が上昇する場合についての試算も行い、その際の物価上昇率は、2.1%とした。

(注)「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日経済財政諮問会議・内閣府提出資料)において、「消費者物価上昇率(消費税率引き上げの影響を除く)は、概ね2年程度で前年比2%程度まで高まり、中期的にも2%近傍で安定的に推移」とされていることから、同資料の「計数表」物価上昇率の平均値である2.1%を用いた。

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）（抄）

（本文）

4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。

（別表）

国民生活センター（研修関係）

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。

【資産・運営等の見直し】

		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09	事務所等の見直し	相模原事務所の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成25年12月24日閣議決定）（抄）

消費者庁所管

【国民生活センター】

- 消費者問題に対して、行政措置（行政処分、有権解釈の提示）を行う国の機関から独立して、柔軟性・機動性を持って対応する必要があることから、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 国民生活センターが行う研修については、相模原研修施設が廃止されたことから、現在外部施設を利用して実施している。当該研修施設の処分には電気設備の移築等の費用を要するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、当該施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっている。
このため、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得るべきである。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において移転するとされた東京事務所については、当該事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が移転の前提となっていたが、これが撤回されたことから、閣議決定を見直し、総合的に判断して財政負担の軽減を図るべく、引き続き東京事務所の利用を継続することが適当である。

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（抄）

消費者庁所管

【国民生活センター】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。
- 東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。

○独立行政法人等整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（抄）

- 研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運営業務委について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施し、有効活用を図る。

○公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）（抄）

事項名	措置の内容等	担当府省等
(3) (独) 国民生活センター施設の運営等業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独) 国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【御有無の概要及び入札等の対象範囲】 相模原事務所の管理研修棟、商品テスト棟、宿泊棟の3つの施設の企画・管理・運営業務 【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成21年4月から24年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 国民生活センター相模原事務所（神奈川県） 	内閣府

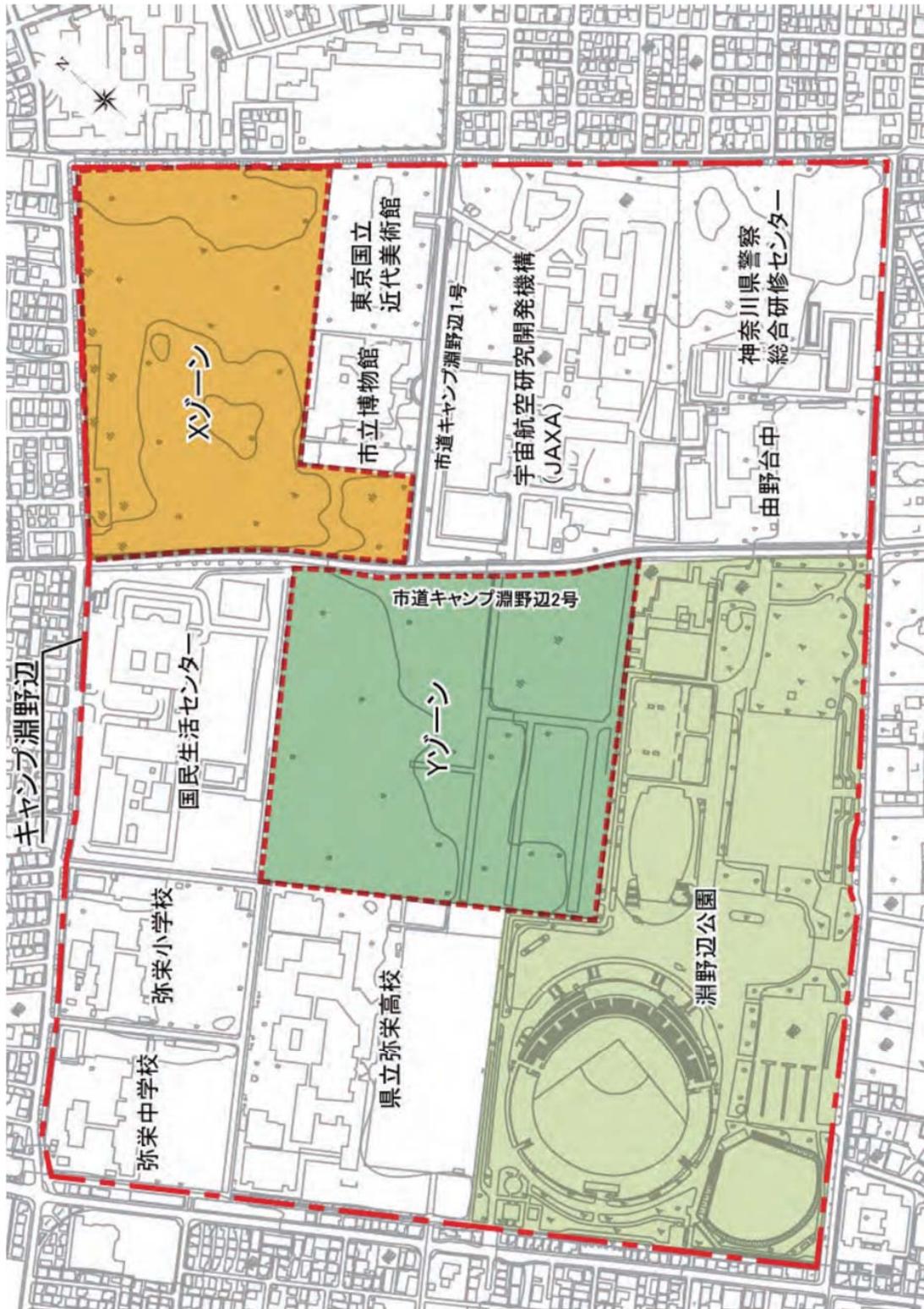
○キャンプ淵野辺留保地整備計画（相模原市作成（平成23年11月））（抄）

3 留保地の基本方針

(1) キャンプ淵野辺の土地利用の方向性

既存の公園、教育、公益、文化・芸術等の施設を維持しつつ、それぞれの施設の連携性や回遊性を高め、かつ、キャンプ淵野辺を代表するシンボル軸を中心に留保地を活用することにより、魅力の向上を目指します。

国民生活センター相模原事務所 周辺図



出典：相模原市作成「キャンプ淵野辺留保地整備計画」（平成 23 年 11 月発行）

国民生活センター相模原事務所 建物配置図

